

中分類 24 — 木材及び木製品製造業（家具を除く）

總 説

この中分類は主として製材所、ベニヤ板製造所、合板製造所、屋根板製造所等、木製基礎資材の製造に従事する事業所及びこれらの木材又は木材代用品を主要材料として作られる木製品製造に従事する事業所をいう。

但し、家具建具の製造に従事する事業所は中分類 25 に、木製の楽器、玩具、運動具、棺桶等の製造に従事する事業所は中分類 39 に分類される。又、建設工事現場で建設工事の一部として行う木製品の製造、木材による修繕、改築及び個人の注文によつて木製品を製造し小賣するもの等は製造業に分類されない。

小分類 番号 細分類 番号

241

製材及び木製品製造業

2411

一般製材業

主として原木から素材の製材を行う事業所、他から委託を受けて賃挽製材する事業所及び角材、桁板、各種面取り材、標準材等の製造に従事する事業所をいう。

購入した材料から木箱、包装木箱等を製造する事業所は細分類 2432 に、木製サツシュ及び窓、戸の枠、その他の造作材の製造に従事する事業所は細分類 2421 に分類される。土木建築の一部として工事現場で行う製材は本分類に含まれない。

○製材業；製板業；挽材業；仕組板製材業；木材小割業（新製造でないもの）；唐木製材業；床柱製材業；坑木製造業；枕木製造業；支柱製造業；腕木製造業；賃挽業

2412

ベニヤ板製造業

主として販賣用ベニヤ板（單板）の製造に従事する事業所をいう。一貫作業によりベニヤ合板、ベニヤ板製品を製造するため、ベニヤ板（單板）をつくる事業所は本分類には含まれず、ベニヤ合板を製造する事業所は小分類 242 に菓子及び果物籠、木箱を製造する事業所は小分類 243 に、ベニヤ合板を製造する事業所は細分類 2422 に分類される。

○ベニヤ單板製造業

×ベニヤ合板製造業〔2422〕

2413

屋根板製造業

中分類24—木材及び木製品製造業（家具を除く）

主として屋根板の製造に従事する事業所をいう。

○屋根板製造業；木舞製造業

2414 経木及び経木製品製造業（折箱，マッチ箱を除く）

主として経木の製造に従事する事業所をいう。その主な製品は、経木、経木用仕組材、菓子、弁当、薬物その他の食物を入れる函用及び包装用、詰物用の経木等である。

○経木製造業（経木のもの）；経木用仕組材製造業

×折箱製造業〔2346〕；マッチ小箱製造業〔3983〕

2415 木毛製造業

主として詰物用木毛の製造に従事する事業所をいう。

○エキセルシヤー製造業；木綿製造業

2416 樽桶材製造業

主として樽桶材の製造に従事する事業所をいう。主な製品は樽丸である。鏡、木栓及びタガの製造に従事する事業所も本分類に含まれる。主としてコルク栓を製造する事業所は細分類 3982 に分類される。

○樽材製造業；桶材製造業；栓製造業（木製のもの）；タガ製造業

×コルク栓製造業〔3982〕

2419 他に分類されない特殊製材業

他に分類されない特殊な製材品または木製品を製造する事業所をいう

○ガスマキ製造業；下駄棒製造業；鉛筆軸板製造業；木管素地製造業
242 造作材，合板，建築用組立材料製造業

2421 造作材製造業

購入した材料で、主としてサツシュ、窓、戸の枠、羽目板、入口、階段等造作材の製造に従事する事業所をいう。タンクやバット用材の製造に従事する事業所も本分類に含まれるが、標準材や面取り材の製造に従事する事業所は細分類 2411 に分類される。

○窓枠製造業（木製のもの）；サツシュ製造業（木製のもの）；ドアフレーム製造業（木製のもの）；タンク用木材製造業（購入材料によるもの）；バット用木材製造業（購入材料によるもの）

2422 合板製造業

主として自家製、又は購入したベニヤ板（單板）からベニヤ合板を製造する事業所をいう。

○合板製造業；ベニヤ合板製造業；ベニヤパネル製造業；強化木製造業
2423 建築用木製組立材料製造業

中分類24--木材及び木製品製造業(家具を除く)

主として木製組立建築材料を製造する事業所をいう。

○ボックス製造業(電話ボックス, 監視人ボックス等); 組立家屋材料製造業(組立て得るよう製造されたもの)

243

木製容器製造業

2431

竹, 籐, 柶柳, ベニヤ籠製造業

竹, 籐, 柶柳, ベニヤ等から洗濯籠, 衣類籠, バスケット, 果物野菜籠, 卓上籠, ピクその他の類似製品及び輸送用容器を製造する事業所をいう。主として竹籐, 柶柳の家具を製造する事業所は中分類 25 に分類される。

○竹製容器製造業; 竹製品製造業(竹製容器の製造を主とするもの); 籠製造業; ザル製造業; 行李製造業; ピク製造業; 籐製品製造業(籐製容器の製造を主とするもの); 柶柳製品製造業(柶柳製容器の製造を主とするもの), ベニヤ籠製造業
木箱製造業(折箱を除く)

2432

主として各種の木箱(釘付け, 又は針金巻, あるいは接着剤で接着したもの), の製造に従事する事業所をいう。輸送用木製ドラム, 通函を製造する事業所は本分類に含まれる。但し, 主として経木箱の製造を行う事業所は細分類 2436 折箱製造業に分類される。

○製函業(購入板によるもの); 木箱製造業(購入板によるもの); ベニヤ函製造業

2433

和樽製造業

主として和樽の製造に従事する事業所をいう。主な製品は酒樽, 醤油樽, 味噌樽, 漬物樽等の液用, 又は乾物用の和樽である。主として和樽用材の製造を行う事業所は細分類 2416 に分類される。

○和樽製造業; 樽製造業(和樽の製造を主とするもの); 酒樽製造業; 味噌樽製造業; 漬物樽製造業

2434

洋樽製造業

主として洋樽の製造に従事する事業所をいう。主な製品はビール樽, 薬品樽, 釘樽, セメント樽, 石油樽等の液用又は乾物用の洋樽である。

主として桶製造用材の製造を行う事業所は細分類 2416 に分類される。

○洋樽製造業; ビール樽製造業; 釘樽製造業; セメント樽製造業; 薬品樽製造業; 木製ドラム製造業; 雑酒樽製造業

2435

桶製造業

主として桶の製造に従事する事業所をいう。その主な製品は醸造用桶, 水桶, クライ, フロ桶等である。

主として洋樽用材の製造を行う事業所は細分類 2416 に分類される。

中分類24—木材及び木製品製造業（家具を除く）

- 2436 ○桶製造業； 桶屋（主として桶の製造を行うもの）； 水桶製造業； 化学桶製造業；
肥料桶製造業； クライ製造業； 風呂桶製造業； 飯ピツ製造業（木製桶型のもの）
折箱製造業
主として経木若くは板物を原料として食物、菓子、詰物の折箱を製造する事業所をいう。
- 244 ○折箱製造業； 経木折箱製造業； ささ折箱製造業； 杉折箱製造業
木製履物製造業
- 2441 木製履物製造業
主として下駄類、木製サンダルの台及び完成品の製造を行う事業所をいい、木製履物の塗装を行う事業所も本分類に含まれる。
主として木製履物台木の燻し、あるいは乾燥を行う事業所は細分類 2491 に分類される。
- 249 ○木製履物製造業； 下駄台製造業； 塗下駄製造業
その他の木製品製造業
- 2491 木材薬品処理業
主として他の事業所で製材されたものをクレオソートその他薬品で防腐、耐火、防虫等の処理を行う事業所をいう。
主として木材の乾燥を行う事業所は本分類に含まれる。但し、処理を行った木製品の製造に従事する事業所は、その製品に従ってそれぞれの項目に分類される。
- 2492 ○木材防腐処理業； 木材注薬業； 耐火木材製造業； 木材乾燥業
靴型及び類似品製造業
使用材料の如何を問わず、主として靴型、靴芯の製造に従事する事業所をいう。
- 2493 ○靴型製造業； 靴芯製造業
鏡縁及び額縁製造業
主として鏡縁、額縁製造、画入れ額縁の製造に従事する事業所をいう。
- 2494 ○鏡縁製造業； 額縁製造業； 画入れ額縁製造業； 裱縁製造業；
曲輪、曲物製造業
主として曲輪、曲物の製造に従事する事業所をいう。主な製品は篩、蒸籠、櫃等の曲輪及び曲物である。
- 2499 ○曲輪製造業； 曲物製造業； 篩製造業（曲輪が木製のもの）
他に分類されない各種木、竹、籐、芭、杞柳製品製造業
主として他に分類されない木製品の製造及び曲木製品、種々の型物を製造する

中分類24—木材及び木製品製造業（家具を除く）

事業所及び籐蓑、柶柳製品を製造する事業所をいう。主な製品はクリ物、山木、組木、木型、取枠、巻枠、道具の柄、籐製台所用品等である。

主として木、竹、籐蓑、柶柳製の家具を製造する事業所は中分類 25 に分類される。

○算盤製造業；算盤玉製造業；木製パン焼器具製造業；彫刻物製造業（木製のもの）；旗竿製造業（木及び竹製のもの）；柄製造業（籐、竹製のもの）；篋製造業（木製のもの）；木管製造業；榎製造業；洗濯板製造業；寄木細工製造業；ツマヨウジ製造業；取枠製造業；巻枠製造業；木型製造業；クリ物製造業；漆器生地製造業（木製クリ物）；竹製敷物製造業；籐製敷物製造業；箆製造業（木、竹製のもので漆器を除く）；鳥箸製造業；竹箸製造業；木箸製造業；茶筌製造業；篩（曲物以外のもの）製造業

×マッチ軸木製造業 [3983]；箆（漆器）[3971]；篩製造業（曲輪）[2494]
柶製造業 [3822]；物指製造業 [3821]